

原案（R3.11.18 時点）

鹿児島市文化芸術推進基本計画素案

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 策定にあたって | 1 |
| 1 策定の趣旨 | |
| 2 計画の位置づけ | |
| 3 計画期間 | |
| 4 文化芸術の範囲 | |
| 第2章 鹿児島市の文化政策を取り巻く状況 | 3 |
| 1 国、県の動向 | |
| 2 社会状況の変化 | |
| 3 市の文化政策の現状と課題 | |
| (1) 市が実施する文化芸術に関する取組 | |
| (2) 第2期文化薫る地域の魅力づくりプランに基づく取組 | |
| (3) 文化芸術に関する市民意識調査結果 | |
| 第3章 基本方針・基本施策 | 11 |
| 1 基本目標 | 11 |
| 2 計画の体系 | 12 |
| 3 施策の展開 | |
| 基本方針1 文化芸術に親しむ機会の充実 ～触れる・感じる～ | |
| 基本方針2 多様な文化芸術活動の創造 ～創る～ | |
| 基本方針3 次代の文化芸術の担い手の育成 ～育む～ | |
| 基本方針4 地域固有の文化財の保存・活用・継承 ～守る・つなぐ～ | |
| 基本方針5 文化芸術を生かしたまちづくりの推進 ～生かす～ | |
| 4 成果指標 | |
| 第4章 計画の推進 | 19 |
| 1 推進体制 | |
| 2 計画の進行管理 | |
| 参考資料 | 21 |
| 1 本市の主な文化施設等 | |
| 2 鹿児島市内の指定文化財等一覧表 | |
| 3 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会委員名簿 | |
| 4 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会設置要綱 | |
| 5 鹿児島市文化芸術推進基本計画 策定の経過 | |
| 6 文化芸術に関する市民意識調査結果の概要 | |
| 7 文化芸術基本法 | |
| 8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 | |

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

- ・文化芸術についての文章を整理（意味が同じ文章を割愛し、より簡潔に分かりやすいよう表記）
- ・市の背景についての文章を追加（第4章「1 計画の推進にあたっての視点」から移動）
- ・あわせて題目を「1 策定の目的」→「1 策定の趣旨」に修正

文化芸術は、豊かな人間性や創造性を育み、生活に潤いや自分らしく生きる力をもたらすなど、人が心豊かに生きる上で欠かせないものであり、市民の社会参加や相互理解を促進するとともに、創造的で活力ある社会を形成する原動力にもなります。

本市は、黒田清輝、藤島武二、海老原喜之助などの日本を代表する洋画家の生誕地であり、海音寺潮五郎や林英美子、椋鳩十、向田邦子など優れた文筆家ゆかりの地であるほか、日本吹奏楽のさきがけである薩摩藩軍楽隊を生み出すなど、文化芸術に関係が深い都市であるとともに、市内各地には永年にわたって育まれてきた貴重な伝統芸能や史跡など豊かな地域文化があります。

本市では、心の豊かさをもたらす市民文化の創造に向けて、第五次鹿児島市総合計画や文化薫る地域の魅力づくりプランに基づき、文化芸術に触れ親しむ機会の充実や担い手の育成、文化施設の活用、文化情報の発信、文化財の保護と活用の促進などの取組を行ってきました。

この間、人口減少の進行やグローバル化の急速な進展、情報通信技術の革新など文化芸術を取り巻く社会状況が大きく変化する中で、国は、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するため、平成29年6月に文化芸術振興法を改正し、文化芸術基本法を施行しました。

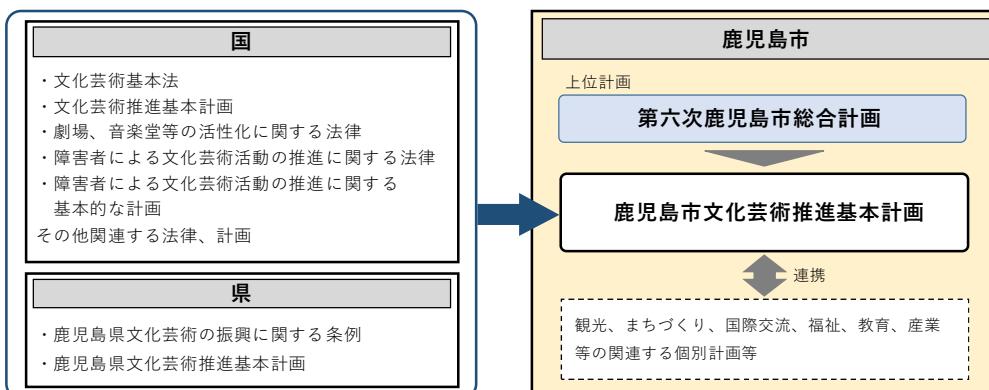
今後、本市においても、社会状況が変化する中で、さらに市民一人ひとりが、心の潤いやまちの活力を実感できるよう市全体で文化芸術振興の取組を進める必要があることから、文化芸術基本法に基づき、本市の今後の文化芸術振興の方向性を示すとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ等

本計画は、関連する法律や国、県の計画等を踏まえ、第六次鹿児島市総合計画に掲げる都市像「(仮)つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま」の創造に向か、文化芸術に関する取組の方向性を示す個別計画として、また、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画として策定するものです。

あわせて、本計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に規定する障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置づけも有します。



(2) SDGsとの関連

本計画に基づき更なる文化芸術の振興を図り、まちに活力をもたらす市民文化を創造することは、SDGs（持続可能な開発目標）※の「4 質の高い教育をみんなに」や「11 住み続けられるまちづくりを」などの達成につながります。

＜本計画に関連する主なゴール＞



※2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

3 計画期間

第六次鹿児島市総合計画の前期基本計画の計画期間に合わせて、令和4年度から8年度の5年間とします。



4 文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、文化芸術基本法で示されるものを中心にしながら、新たに生まれる文化芸術の表現についても配慮するものとします。

（文化芸術の例示）

| | |
|---------------|--|
| 芸術 | 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く） |
| メディア芸術 | 映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術 |
| 伝統芸能 | 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能 |
| 芸能 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く） |
| 生活文化 国民娯楽等 | 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等 |
| 文化財等 | 有形及び無形の文化財並びにその保存技術 |

第2章 鹿児島市の文化政策を取り巻く状況

1 国、県の動向

(1) 国の動向

国においては、平成13年に施行された文化芸術振興基本法に基づき「文化芸術立国」の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組を進めてきました。

一方でこの間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきたことなどから、文化芸術振興基本法の一部を改正し、文化芸術基本法が平成29年6月から施行されました。平成30年3月には、文化芸術基本法に基づき、文化芸術推進基本計画（平成30年度から令和4年度）を策定し、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指すとされました。

また、平成30年6月には、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、平成31年3月には基本計画が策定されました。

(2) 県の動向

鹿児島県においては、国の法律改正などを踏まえ、令和2年3月に「鹿児島県文化芸術の振興に関する条例」を改正するとともに、令和3年3月に「鹿児島県文化芸術推進基本計画」を策定しました。

2 社会状況の変化

(1) 人口減少の進行

我が国の人口減少は、今後、少子高齢化の進行に加え、老人人口も減少する人口構造の変化を伴いながら加速度的に進むとされており、地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足などの問題が懸念されています。

(2) グローバル化の進展

情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的な発展や交通手段の発達などにより、グローバル化が一層進展し、世界規模で社会的・経済的な結びつきが深まる中、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

(3) 情報通信技術の革新

IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）など情報通信技術（ICT）の技術革新が進む中、文化芸術においてもこれらの技術を活用した創造活動が行われるほか、オンライン上での情報の受信・発信がさらに容易になるなど、多様で広範な文化芸術活動の展開が可能になっています。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、文化芸術活動の休止や公演等の中止のほか、実施の際の感染防止対策の徹底やデジタル技術の活用など文化芸術のさまざまな面で大きく影響を与えています。

現在の状況説明のみに修正

3 市の文化政策の現状と課題

本市では、第五次鹿児島市総合計画（計画期間：平成24年度～令和3年度）に基づき、市民が文化芸術に触れ親しむ機会の充実と文化を担う人材の育成及び多様な文化芸術活動の支援などを行うほか、文化施設の活用及び文化情報の発信と保存に取り組むとともに、文化財の保護と活用、世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の管理保全と理解増進に取り組んでいます。また、観光や国際交流、福祉、教育、産業等の分野においても文化芸術を生かしたさまざまな事業を行っています。

平成24年3月には、市民との協働により文化振興を通じた元気な地域づくり・人づくりを進めるために「文化薫る地域の魅力づくりプラン」を策定し、平成29年3月には取組をさらに進めるため「第2期文化薫る地域の魅力づくりプラン」を策定しました。同プランに基づく事業は、学識経験者や関係団体等の代表者、各分野の専門家等で構成される「文化薫る地域の魅力づくり実行委員会」において、文化イベントやワークショップ、交流会などを幅広く実施しています。

（1）市が実施する文化芸術に関する取組

本市の文化芸術の振興を図るため、市民や文化芸術団体が行う文化芸術活動の支援や各種の文化イベントの開催、子どもが文化芸術に触れる機会の提供、将来世代へ継承する文化財などの保護と活用に取り組むほか、文化芸術の鑑賞や活動の拠点となる文化施設の管理運営と情報の発信を行うとともに、観光や国際交流などの分野においても文化芸術を生かした事業を推進しています。主な事業は以下のとおりです。

文化芸術の振興に関する主な事業

○文化芸術活動の支援

- ・鹿児島市少年少女合唱団の運営
- ・文化芸術活動活性化補助金による支援
- ・市民文化祭及び各種文化事業の共催
- ・市民アートフェアかごしまの開催
- ・児童書の出版助成や児童文学創作講座、創作童話の表彰

○文化芸術に関する公演やイベントの開催

- ・ランチタイムコンサートの開催
- ・鹿児島市ふるさと芸能祭の開催
- ・自主文化事業の実施（（公財）かごしま教育文化振興財団主催）
- ・文化薫る地域の魅力づくりプランに基づく事業の実施

○子どもが文化芸術に触れる機会の提供

- ・小・中学校等への芸術家派遣や演劇鑑賞の機会の提供
- ・児童生徒が鹿児島弁に触れる機会の提供
- ・読み聞かせ会の開催、小・中学校での児童文学賞受賞者との交流

○文化財・世界遺産の保護、活用

- ・指定文化財や郷土芸能の保存・保護に係る助成
- ・旧島津氏玉里邸庭園の管理運営（上御庭の一般公開、茶会開催等）
- ・世界遺産理解増進イベントの開催

○文化施設の管理運営等

- ・かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館の管理運営
- ・川商ホール（鹿児島市民文化ホール）、谷山サザンホールの管理運営
- ・美術館の管理運営
- ・図書館の管理運営
- ・ふるさと考古歴史館の管理運営
- ・天文館図書館の整備

○文化芸術に関する情報の発信

- ・かごしまデジタルミュージアムの運営
- ・かごしま文化情報センター（K C I C）の運営

観光や国際交流、福祉、教育、産業等の分野における文化芸術を生かした主な事業

○観光

- ・おはら祭、渋谷・鹿児島おはらの開催
- ・映画撮影等の誘致支援

○国際交流

- ・アジア青少年芸術祭の開催

○福祉

- ・すこやか長寿まつりの開催
- ・ここで描く絵画展(精神障害者ふれあい交流事業)の開催

○教育

- ・全国大会等に出場する小・中・高等学校の文化活動団体への助成

○産業

- ・かごしまデザインアワードや人材育成セミナーの開催
- ・クリエイティブ産業創出拠点施設マークメイザンの管理運営
- ・伝統的工芸産業の振興

(2) 第2期文化薫る地域の魅力づくりプランに基づく取組

平成29年3月に策定した第2期文化薫る地域の魅力づくりプラン（計画期間：平成29～令和3年度）においては、4つの基本方針「人づくり・体制づくり」「継承・活用・発展」「創造・交流」「情報の共有・発信」のもと、文化薫る地域の魅力づくり実行委員会に音楽、美術、伝統芸能などの分野毎に部会を設置して企画の検討を行い、地域住民や学生、各種団体と協働しながらさまざまな事業を実施しています。主な事業及び成果と課題は次のとおりです。

文化薫る地域の魅力づくり実行委員会で実施する主な事業 ※H29～R3 年度

- ・音楽とあかりと伝統芸能のイベント「音とあかりの散歩道」
- ・体験型のアートイベント「げいじゅつ たいけん！ かんまちあ」
- ・伝統文化に触れるイベント「T S U N A G U 和のせかい～ふれてみよう日本のこころ～」
- ・小中高生による駅前広場での合同パフォーマンス「まちなか音楽ステージ」
- ・かごしま伝統芸能ネットワーク会議の開催、地域伝統芸能についての学びや担い手間の交流を図る事業
- ・文化情報の発信を行う「かごしま文化情報センター（K C I C）」の運営



音とあかりの散歩道



げいじゅつ たいけん！ かんまちあ

第2期文化薫る地域の魅力づくりプランの基本方針毎の成果と課題

| 基本方針 | 成果 | 課題 |
|--------------------------------------|---|---|
| 人づくり・体制づくり ～市民みんなで文化を盛り上げる～ | ・文化芸術活動を行う学生や参加アーティストの活動の場の提供 ・市民参加型による協働の取組 | ・若い世代がより参加しやすい体制づくり ・日常的に文化芸術と接点を持つ機会の創出 |
| 継承・活用・発展 ～「ここにしかない」文化資源を活用する～ | ・文化ゾーン等の景観や歴史を生かした特徴ある取組 ・地域伝統芸能の担い手間での課題の共有 | ・地域の文化資源をより生かした取組の工夫 ・担い手となる子どもの参加、交流の機会の充実 ・伝えるための知識や認識の向上 ・課題解決のための取組の整理 |
| 創造・交流 ～新たな地域文化を創造し、交流を図る～ | ・市内で活動する文化芸術団体や学生、福祉施設利用者など多様な主体の連携 | ・関係機関とより連携した取組による交流の推進 ・垣根を越えたネットワークづくりによる地域文化の創造 |
| 情報の共有・発信 ～多くの文化情報を集め広くわかりやすく発信する～ | ・かごしま文化情報センター等における様々な媒体による情報の発信 | ・長期的な視点での担い手の育成や市民と文化芸術との繋ぎ手の検討 ・さらなる認知度の向上 |

(3) 文化芸術に関する市民意識調査結果

本市では、令和2年9月に、市民の文化芸術に関する意識の実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするため文化芸術に関するアンケート調査を実施しました。

その主な結果については、以下のとおりとなっています。

(文化芸術に関する市民意識調査の実施方法)

調査区域：鹿児島市内全域

調査対象：鹿児島市に居住する16歳以上の市民3,000人

(男女1,500人、無作為)

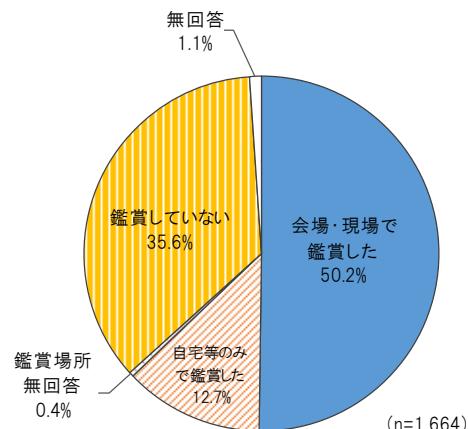
調査方法：令和2年9月11日（金）～令和2年9月30日（水）

有効回答：1,664人（回収率55.5%）

① 鑑賞の有無

過去1年間に文化芸術を会場・現場で鑑賞した人は50.2%、自宅等のみで鑑賞した人は12.7%、鑑賞していない人は、35.6%となっています。

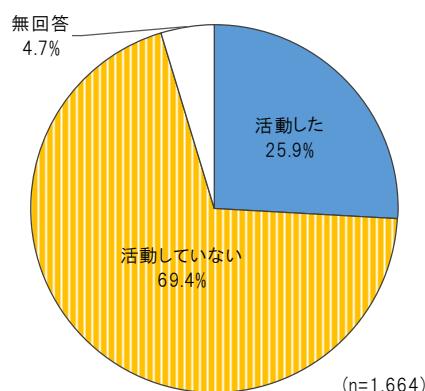
会場・現場で鑑賞していない人は約半数となっていることから、文化芸術に身近に触れ親しむ機会をさらに創出する必要があります。



② 活動の有無

過去1年間に文化芸術活動をした人は、25.9%となっている一方で、活動していない人は、69.4%となっています。

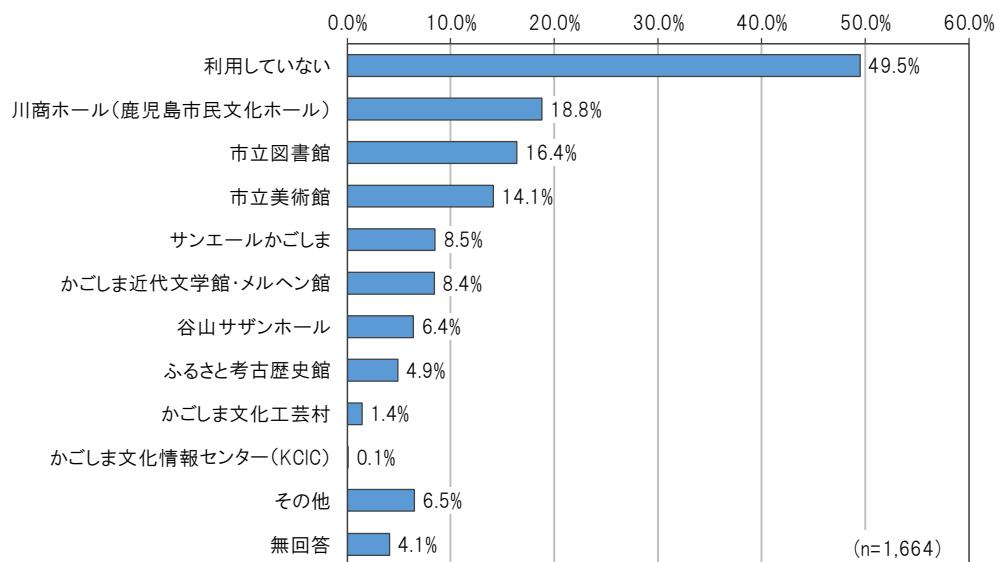
このようのことから、文化芸術活動をやすい環境づくりが必要です。



③ 文化芸術に関する施設利用の有無

過去1年間に文化芸術に関する施設を利用した人では、川商ホール（鹿児島市民文化ホール）が18.8%、市立図書館が16.4%、市立美術館が14.1%などとなっている一方で、利用したことがない人は、49.5%となっています。

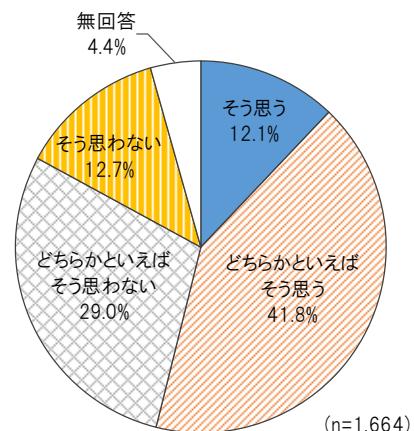
このようなことから、施設の充実や利用しやすい環境の整備を進める必要があります。



④ 文化芸術に関する情報の入手のしやすさ

文化芸術に関する情報の入手のしやすさについて、入手しやすいと思う人は53.9%となっている一方で、入手しにくいと思う人は、41.7%となっています。

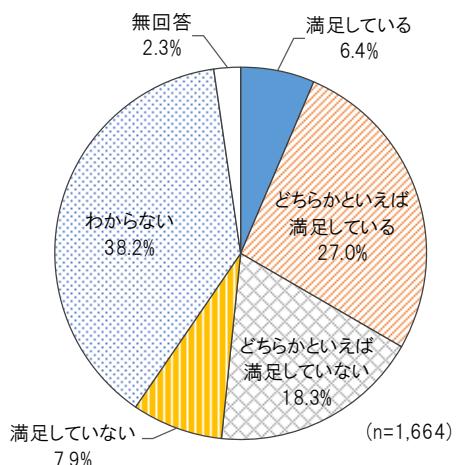
このようなことから、文化施設や文化イベントの効果的な広報・周知を行うとともに、市民へ文化芸術の魅力を分かりやすく伝える情報発信を行うことが必要です。



⑤ 本市の文化的環境の満足度

本市の文化的環境（文化施設の整備状況、文化芸術に関する鑑賞の機会、創作に参加する機会など）に満足している人は、33.4%となっている一方で、満足していない人は、26.2%となっています。

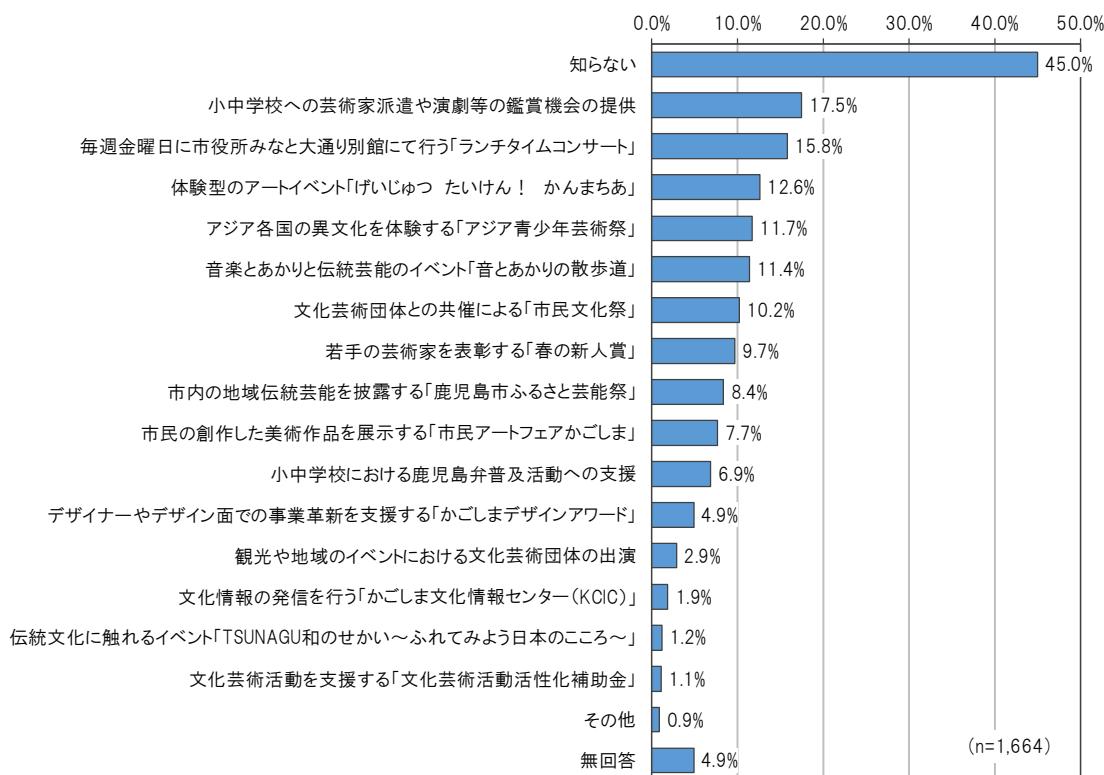
このようなことから、引き続き、文化的環境の充実に取り組む必要があります。



⑥ 本市の文化芸術の取組の認知度

本市で実施している文化芸術に関する事業について、知っている人では、「小中学校への芸術家派遣や演劇などの鑑賞機会の提供」が17.5%、「毎週金曜日に市役所みなど大通り別館にて行うランチタイムコンサート」が15.8%、体験型のアートイベント「げいじゅつ たいけん！ かんまちあ」が12.6%などとなっている一方で、知らない人が45.0%となっています。

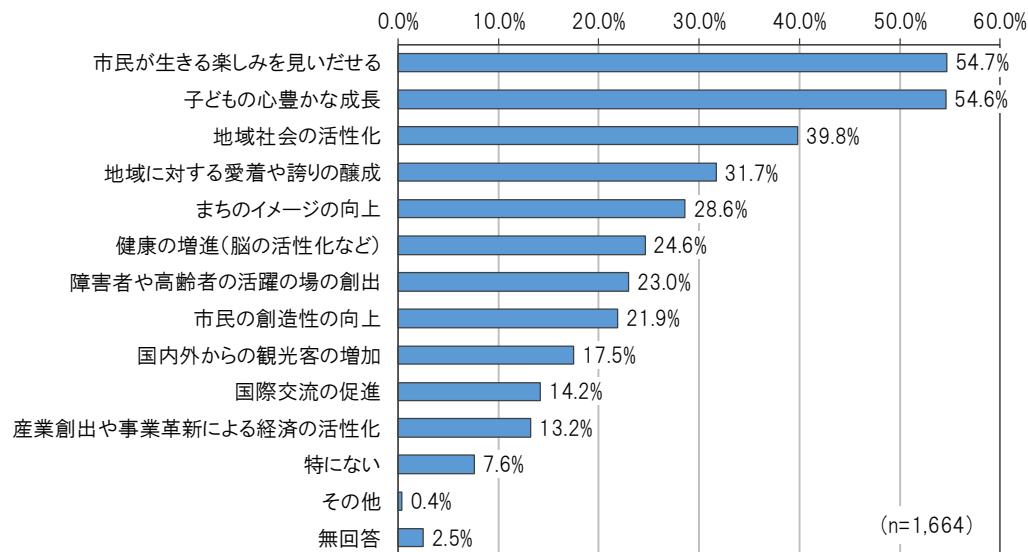
このようなことから、事業の広報や内容の充実に努める必要があります。



⑦ 文化芸術の振興による社会にもたらされる効果

文化芸術の振興により社会にもたらされる効果として期待することは、「市民が生きる楽しみを見いだせる」が 54.7%、「子どもの心豊かな成長」が 54.6%、「地域社会の活性化」が 39.8%などとなっています。

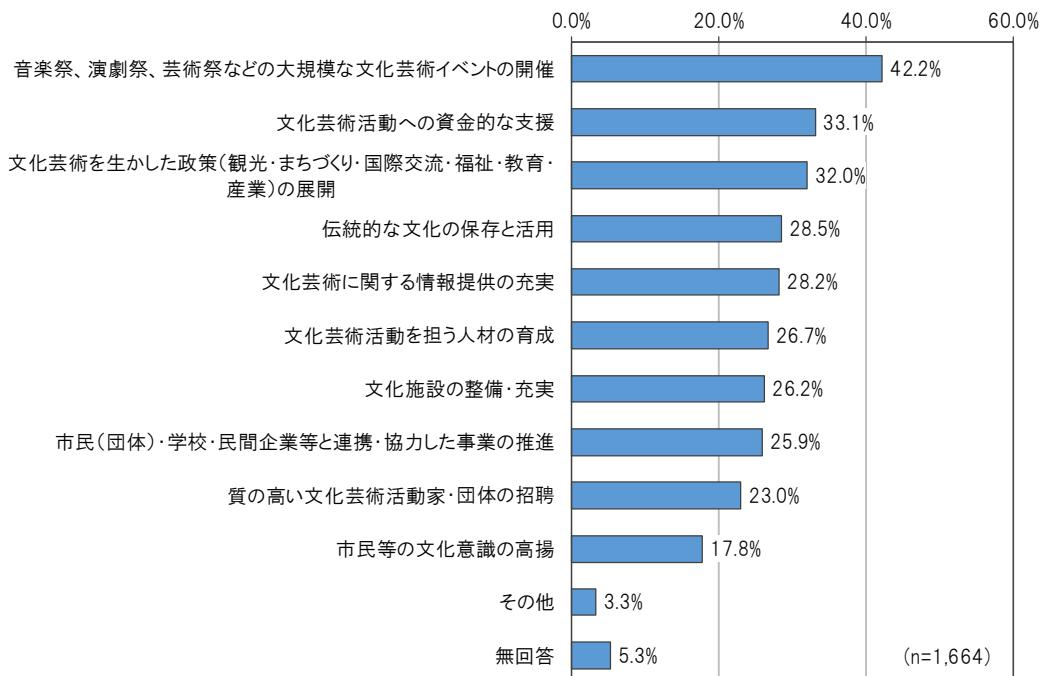
このようなことを踏まえて文化芸術の施策に取り組む必要があります。



⑧ 文化芸術を生かしたまちづくりに必要な取組

文化芸術を生かしたまちづくりを行うために必要な取組は、「音楽祭、演劇祭、芸術祭などの大規模な文化芸術イベントの開催」が 42.2%、「文化芸術活動への資金的な支援」が 33.1%、「文化芸術を生かした政策（観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業）の展開」が 32.0%などとなっています。

このようなことを踏まえて文化芸術の施策に取り組む必要があります。



第3章 基本方針・基本施策

1 基本目標

文化芸術の振興は、心豊かな市民生活の実現に寄与し、また、活力あるまちづくりの原動力ともなり、このことにより、次代につなぐ持続可能な未来をひらくことが期待されます。

そのため、市民や文化芸術団体、事業者、行政などさまざまな主体が多彩につながり、伝統芸能を継承するとともに、新たに文化芸術を創造することを目指し、本計画の基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標の説明も考慮しながら、より分かりやすいよう修正

【案】 文化芸術で多彩につながり未来をひらく

文化創造のまち かごしま

※検討経過

- 各委員のご意見を踏まえ、基本目標の案を3つ作成の上、案2をベースに検討し、【最終案】作成
- ※文化芸術で多彩につながり
 - …人と人がつながる、異分野の主体などが文化芸術を通じてつながる、伝統を受け継ぎ新たな創造活動につながる、次代の若者へつながるなど
- ※未来をひらく
 - …上記のように様々な人や物事がつながることにより、未来を切り拓く
- ※文化創造のまち
 - …何を創造するか分かるように「文化創造」とする
 - 上位計画である総合計画で「躍動都市かごしま」としているため「文化創造のまち かごしま」と表現

【案1】文化芸術で多彩につながり未来を拓く 文化薫る創造都市かごしま

【案2】文化芸術で多彩につながり未来を拓く 創造都市かごしま

【案2-1】文化芸術で多彩につながり未来をひらく 創造都市かごしま

【案2-2】むすび、ひらく。文化創造都市かごしま

【案3】文化芸術で人輝きつながる 創造都市かごしま

(参考)

●文化薫る地域の魅力づくりプラン基本目標

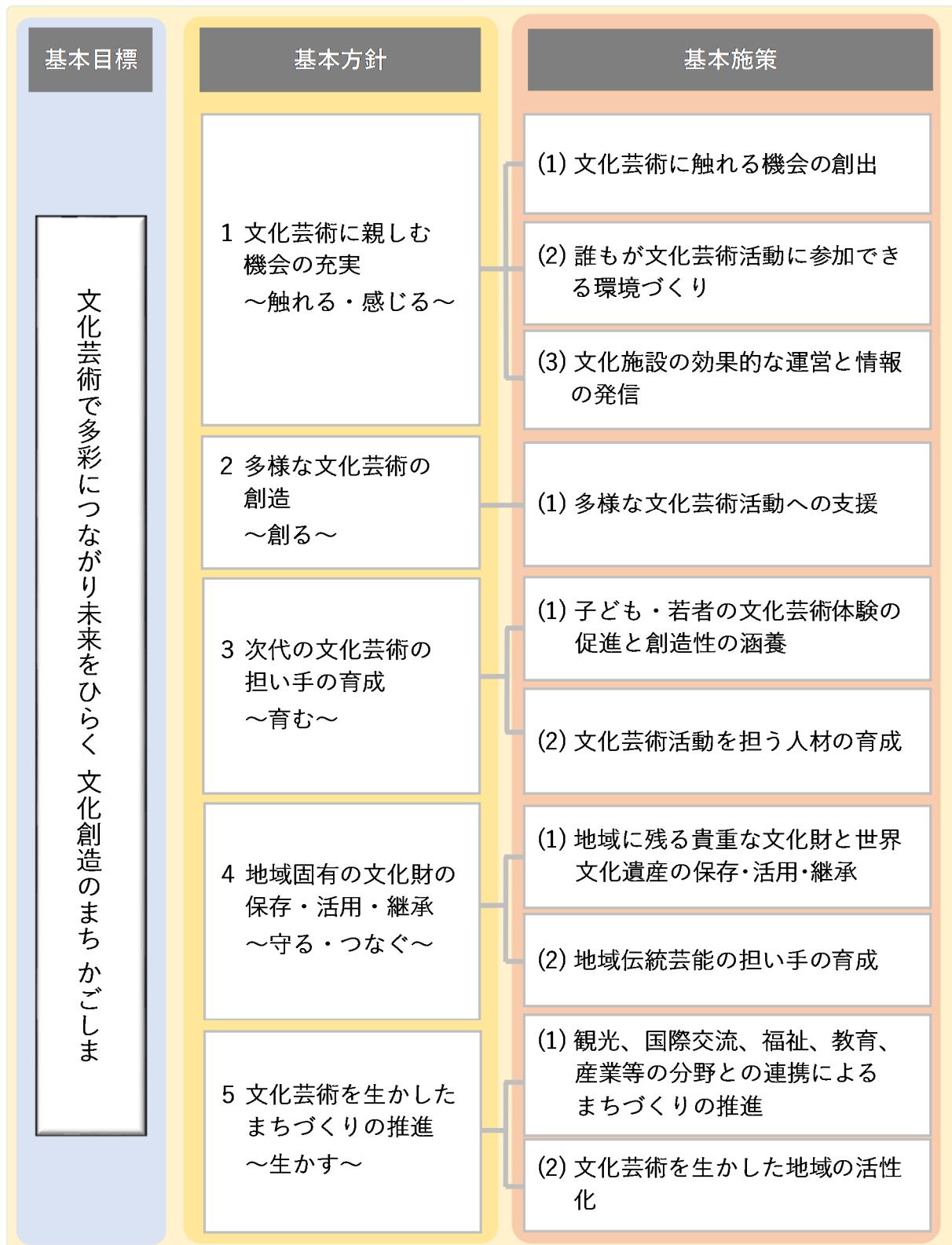
(第1期) 伝承と創造でひらく文化薫るかごしま

(第2期) 伝承と創造でひらく文化薫るかごしま

～多彩な文化資源を活用し人と地域を元気にする～

2 計画の体系

基本目標を目指し、次のとおり 5 つの基本方針を定め、これに基づいて各基本施策を開します。



3 施策の展開

基本方針1 文化芸術に親しむ機会の充実 ~触れる・感じる~

文化芸術は、人間性や創造性を育むとともに、生活に潤いをもたらすなど、人が心豊かに生きる上で欠かせないものであり、年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域に関わらず、市民が文化芸術に触れ、体感し、そして自ら文化芸術活動を行うことができることが大切です。

本市では、文化芸術に触れ親しむイベントなどを実施するほか、各文化施設においてさまざまな文化芸術事業が行われています。今後においても、市民がより身近で気軽に文化芸術を鑑賞したり、活動したりする機会の充実を図るほか、文化施設の機能を充実とともに、文化芸術に関する情報を広く提供し、文化芸術に親しむ環境づくりを進めます。

- ・文章をより分かりやすく修正
- ・文化芸術を楽しむことと本質に触れることが輪で進める趣旨

(1) 文化芸術に触れる機会の創出

- ・市民が身近な場所で文化芸術に触れることができる催しや講座などを開催するとともに、文化施設などにおいて優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供します。

【主な取組例】

- ・気軽に参加できる文化芸術イベントの開催
- ・ランチタイムコンサートの開催
- ・自主文化事業 ((公財) かごしま教育文化振興財団事業) への支援

(2) 誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくり

- ・年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域に関わらず、市民が鑑賞や活動の主体となって文化芸術活動に関わることができるよう環境づくりを進めます。
- ・障害者の文化芸術活動については、文化施設の利便性向上や公演・展示等における配慮の提供などに取り組むとともに、活動への支援や芸術作品の展示などを通して、より多くの障害者が参加できる環境づくりに努めます。

【主な取組例】

- ・障害者による絵画等の作品展の開催
- ・高齢者を対象にした文化に関するイベントの開催
- ・国際交流を促進するイベントの開催
- ・文化施設におけるバリアフリー化の促進

高齢者のみでなく外国人住民を対象としたイベントも加える

(3) 文化施設の効果的な運営と情報の発信

- ・文化施設の運営や維持管理を適切に行い、市民が利用しやすい文化芸術活動の拠点として環境を整えるとともに、学校や社会教育施設との連携を図ります。
- ・文化芸術と市民を繋ぐ機能の充実を図るとともに、多様なメディアを活用し、より広く市民に届くよう文化芸術の情報を発信します。

【主な取組例】

- ・かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館、川商ホール（鹿児島市民文化ホール）、谷山サザンホール、美術館、図書館、ふるさと考古歴史館、かごしま文化情報センター（K C I C）等の管理運営と情報発信等

基本方針2 多様な文化芸術の創造～創る～

文化芸術は、人々の自由な発想や創造的な表現活動により生み出されるもので、時代とともに多様な文化芸術活動が行われてきています。

本市においても、異なるジャンルの文化芸術の融合や、情報通信技術を活用した新たな形態による表現活動などが行われるとともに、市民の文化芸術の楽しみ方も多様化しています。

そのため、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性を尊重するとともに、文化芸術の裾野の拡大を図り、新たな価値の創造につなげるとともに、市民が行う多様な文化芸術活動を支援します。

「文化芸術活動の活性化と創出」から行政の施策として修正

(1) 多様な文化芸術活動への支援

- ・文化芸術団体等の活動への助成や各種情報の提供などの支援を通して、新たな文化芸術の表現活動を含め、多彩な文化芸術活動の活性化が図られるよう取り組みます。
- ・異なるジャンルの文化芸術の融合や文化芸術と他分野との融合など多様な文化芸術活動を支援し、新たな文化芸術や価値の創造につなげるとともに、鑑賞者をさらに掘り起こし、文化芸術の裾野の拡大を図ります。

【主な取組例】

- ・市民文化祭等の開催や文化芸術団体等の創造的な文化芸術活動への支援
- ・市民の創作した美術作品の公募、展示
- ・魅力的な文化芸術イベントの開催

基本方針3 次代の文化芸術の担い手の育成 ~育む~

文化芸術は、長年にわたり培われてきた社会的な財産です。文化芸術が持続的に発展、継承するためには、子どもの頃から文化芸術を体験する機会の充実を図り、文化芸術活動をする人、関心をもって鑑賞する人、活動を支える人を育てていくことが大切です。

そのため、次代の担い手となる子どもや若者がさまざまな文化芸術に触れ親しみ、楽しむことで、豊かな感性や創造性を涵養するとともに、文化芸術活動を担う人材の育成に取り組み、次代へつながる文化芸術の好循環が生まれる環境づくりを進めます。

(1) 子ども・若者の文化芸術体験の促進と創造性の涵養

- ・教育分野や地域コミュニティとの連携などにより、子どもや若者が文化芸術体験を通してその魅力を感じる機会の充実を図り、豊かな感性や創造性を育みます。

【主な取組例】

- ・小中学校等への芸術家派遣等による文化芸術鑑賞機会の提供
- ・子ども向け美術講座等の開催
- ・音楽会や図工・美術学習発表展、その他各作品展等の実施
- ・全国高等学校総合文化祭鹿児島大会の実施

(2) 文化芸術活動を担う人材の育成

- ・次代の文化芸術を担う演奏家・美術家等や文化の作り手と受け手をつなぐ人材など、文化芸術に携わる人づくりに文化芸術団体等と連携して取り組みます。

【主な取組例】

- ・若手の芸術家の表彰
- ・鹿児島市少年少女合唱団の運営
- ・各分野における文化芸術に関する人材育成の取組

「理解を深める」から修正

基本方針4 地域固有の文化財の保存・活用・継承～守る・つなぐ～

文化財は、地域の歴史、文化などを知る上で欠かせないものであり、関心を高め、理解を深めることで地域に対する誇りや愛着を醸成するものです。

本市には、歴史・学術的に価値の高い史跡・名勝・天然記念物、時代を象徴する建造物や美術品、郷土の伝統や芸能のほか、世界文化遺産や日本遺産など将来世代へ継承すべき多くの文化財があります。

「確実に」→「適切に」に修正

「国、県、市指定の史跡」から修正（文化財は、指定・未指定を問わないため）。また、「史跡」以外に名勝・天然記念物もあるため記載

そのため、これらの文化財を適切に保存するとともに、その価値や魅力の積極的な発信を行います。

「未来へ継承すべき」を削除

(1) 地域に残る貴重な文化財と世界文化遺産の保存・活用・継承

- ・文化財の保存・活用に努めるとともに、市内外へ向け文化財の魅力の発信を積極的に行い、地域の活性化を図ります。
- ・世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」について、将来世代に継承するため、適切な管理保全と理解増進を図るとともに、情報発信を行います。

【主な取組例】

- ・市内にある文化財の保存と活用
- ・世界文化遺産の適切な保全・活用と価値や魅力の発信
- ・ボランティアガイドによる歴史や文化の案内

(2) 地域伝統芸能の担い手の育成

- ・本市の伝統的な文化の魅力や価値を次代へ伝えるため、教育分野や地域コミュニティとの連携などにより、地域伝統芸能の担い手の育成に取り組みます。

文章をより分かりやすく修正

【主な取組例】

- ・地域伝統芸能の保存団体への支援
- ・小学校等における郷土教育の取組
- ・地域における伝統芸能等の文化活動への支援

基本方針5 文化芸術を生かしたまちづくりの推進 ~生かす~

文化芸術は、他者との共感や相互理解を促進する社会包摂の機能も有するとともに、新たな需要や高い付加価値を生み出すほか、人々の豊かな感性を涵養するなど多様な価値を有しています。

子ども→人々

このようなことから、観光など他分野と連携することでさまざまな波及効果が生まれ、地域の活性化や共生社会の形成などにつながることが期待されています。

そのため、観光、国際交流、福祉、教育、産業などの分野において、文化芸術を生かした取組を進めます。

文化芸術が直接的な課題解決手段ではないことから「社会的な課題の解決」→「共生社会の形成」に修正

(1) 観光、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携によるまちづくりの推進

- 文化芸術を生かした観光イベントの開催や国際交流の取組など各分野において地域の文化資源を活用した事業がさらに展開されるよう関係部署間の連携を図ります。

【主な取組例】

- 文化芸術を生かした観光イベントの開催、支援
- クリエイティブ産業振興の取組
- 伝統的工芸産業の振興や販路拡大への支援
- アジア各国等との異文化交流の取組
- 各分野における文化芸術を通じた参加体験や交流等による普及啓発の取組

(2) 文化芸術を生かした地域の活性化

- 地域の文化芸術を生かした取組を支援し、地域の魅力の再発見や多世代交流などにつなげ、地域の活性化を図ります。

【主な取組例】

- 文化芸術団体が出演する地域のまつりや伝統行事への支援
- 文化芸術を通じた地域コミュニティ活動の支援

4 成果指標

計画に掲げる施策の進捗状況を図る指標として、以下の3項目を設定します。

| 項目 | 現況値 | 目標値 (令和8年度) |
|--|-------|----------------|
| 文化的環境の満足度 「本市の文化的環境（文化施設の整備状況、文化芸術に関する鑑賞の機会、創作に参加する機会など）に満足している」市民の割合 | 33.4% | 40% |
| 文化芸術を鑑賞した割合 「過去1年間に、文化芸術を会場・現場や自宅等で鑑賞した」市民の割合 | 63.3% | 69% |
| 文化芸術活動をした割合 「過去1年間に、音楽や美術、伝統芸能などの団体に所属したり、講座・教室に通ったり、個人的に取り組んだりするなどして、文化芸術に関する活動をした」市民の割合 | 26% | 31% |

※令和2年9月「文化芸術に関する市民意識調査」による

また、第六次鹿児島市総合計画における次の目標指標も参考にし、施策の進捗状況を図る目安とします。

（参考）第六次鹿児島市総合計画 目標指標

| 項目 | 現況値 | 目標値 |
|---|-----------------|-----------------|
| 文化的環境が整っていると感じる割合 「文化芸術などに親しみ、身近に体験できる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 46.5% (R3) | 56% (R8) |
| 市民文化祭等の参加者数 | 27,300人 (R2) | 36,600人 (R8) |
| 市内の文化財の指定等件数 | 193件 (R2) | 195件 (R8) |

第4章 計画の推進

1 計画の推進にあたっての視点

(1) 多様な主体の協働・連携による取組

本市ではこれまで市民や文化芸術団体などと連携・協働して文化芸術の取組を行ってきましたが、本計画の推進にあたっては、市民や関係団体など多様な主体と連携・協働することが大切です。

- ・下の各項目について、重複による削除や、他の章への移動により、「1計画の推進にあたっての視点」を削除
- ・「2推進体制」以下の番号を繰り上げ

後述の「推進体制」で記載

(2) 鹿児島ならではの地域資源を生かした取組

本市は、黒田清輝、藤島武二、海老原喜之助等の日本を代表する洋画家の生誕地であり、海音寺潮五郎や林英美子、椋鳩十、向田邦子など優れた文筆家ゆかりの地でもあるとともに、日本吹奏楽のさきがけである薩摩藩軍楽隊を生み出すなど、美術や文学、音楽を生む土壤があります。

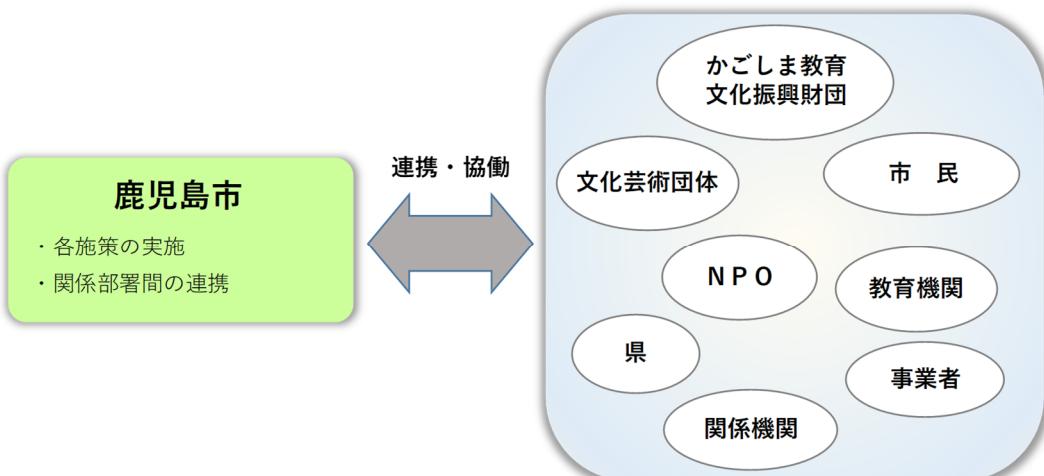
また、地域伝統芸能や食文化、史跡など地域固有の文化資源や、本市の特徴である桜島や錦江湾、歴史、景観など、これから掘り起こされるものも含め、多数の地域資源があります。

計画の推進にあたっては、これらの鹿児島の資源を生かした取組等を進めることが大切です。

鹿児島の資源を生かす以外の文化芸術の取組もあるため、背景として整理し、「1策定の趣旨」で記載

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、文化芸術団体、教育機関、事業者、N P O、県、関係機関など多様な主体と連携・協働して取り組みます。



2 計画の進行管理

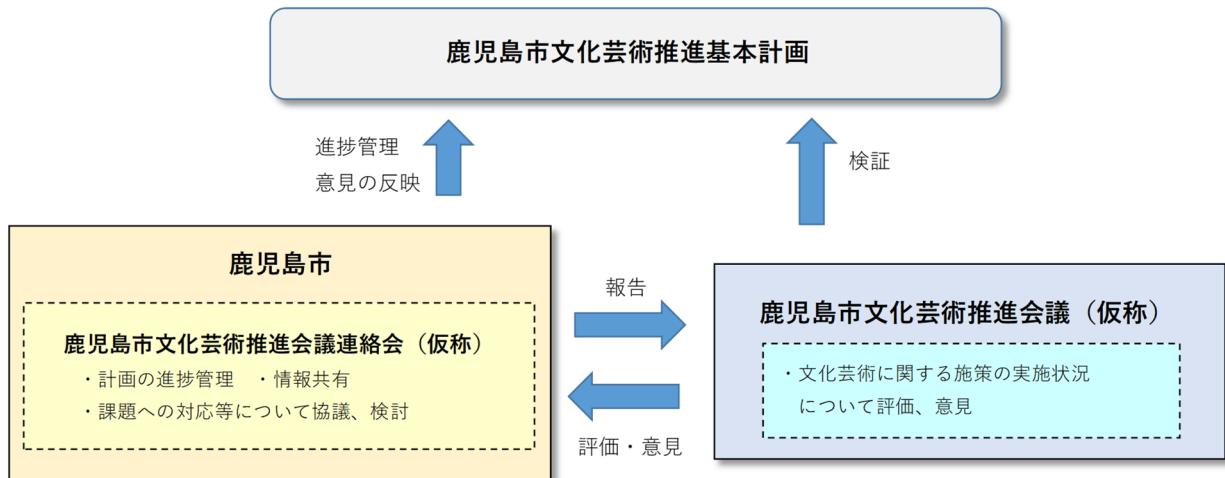
本計画に掲げる施策の進捗状況の把握や検証などを行う推進組織を設け、計画の進行管理を行います。

(1) 鹿児島市文化芸術推進会議（仮称）

有識者等で構成される外部組織において、市から計画に掲げる施策の進捗状況等について報告を受け、検証及び評価を行います。

(2) 鹿児島市文化芸術推進会議連絡会（仮称）

庁内関係部署で構成される組織において、計画に掲げる施策の進捗状況の把握や課題等について協議を行うとともに、推進会議における意見等の取組への反映について検討します。



参考資料

- 1 本市の主な文化施設等
- 2 鹿児島市内の指定文化財等一覧表
- 3 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会委員名簿
- 4 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会設置要綱
- 5 鹿児島市文化芸術推進基本計画 策定の経過
- 6 文化芸術に関する市民意識調査結果の概要
- 7 文化芸術基本法
- 8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

1 本市の主な文化施設等

| | |
|---|--|
| 川商ホール（鹿児島市民文化ホール） | |
|  | 県内最大級の客席数があるホールを有し、全国規模の大会やコンサート等の大規模な催しをはじめ、市民のさまざまな文化芸術活動などに利用されています。 (所在地) 与次郎二丁目3番1号 (開館日) 昭和58年2月6日 |
| 谷山サザンホール | |
|  | 多機能ホールや大小の会議室等を有し、さまざまな舞台芸術の公演などの催しやコミュニケーションスペースとして利用されています。 (所在地) 谷山中央一丁目4360番地 (開館日) 平成元年10月20日 |
| かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館 | |
|  | 鹿児島ゆかりの文学者や鹿児島を舞台にした作品を紹介するほか、ミニアスレチックやトリックアートなど遊びながら童話や絵本の世界を体験できます。 (所在地) 城山町5番1号 (開館日) 平成10年1月29日 |
| 市立美術館 | |
|  | 地元作家を中心とし、あわせて19世紀末葉以降の市内外の作家の作品を主として収集・保存・展示するとともに専門家や市民へ開かれた美術館として、美術情報センター及び美術活動の場としての機能を有しています。 (所在地) 城山町4番36号 (開館日) 昭和29年9月 |
| 市立図書館 | |
|  | 市内に在住、通勤、通学している人を対象に図書や雑誌の閲覧、貸出等を行うほか、さまざまな催しを開催し、地域の知の拠点として市民の生涯にわたる主体的な学習活動を支援しています。 (所在地) 鴨池二丁目31番18号 (開館日) 平成2年12月17日 |

ふるさと考古歴史館



考古資料館及び調査研究施設として、本市の人々の暮らしと町の発展の歴史を、埋蔵文化財を通じて紹介するほか、各種映像・音響機器やソフトを駆使し、市民参加体験型の展示を行っています。

(所在地) 下福元町3763番地1

(開館日) 平成9年4月17日

生涯学習プラザ



本市の生涯学習の総合的な推進を図るため、講座や施設利用を通して学習と交流の場を提供しています。音楽会や講演会など多目的に利用できる講堂（ホール）や情報・生活文化・音楽系の各種研修室などがあります。

(所在地) 荒田一丁目4番1号

(開館日) 平成13年1月25日

かごしま文化工芸村



陶芸のできる陶芸アトリエ、木工芸や竹細工のできる木工芸アトリエ、自由工房などがあり、緑豊かな自然の中で、さまざまな創作活動やものづくりを通じたお互いの交流に利用できる施設です。

(所在地) 西別府町2758番地

(開所日) 平成16年11月5日

かごしま文化情報センター (KCIC : Kagoshima Cultural Information Center)



幅広い分野の文化情報を発信する拠点施設として活動し、WebやSNSにて情報発信を行うほか、センター内では各種文化イベント等の情報（チラシ・ポスター等）を提供しています。

(所在地) 易居町1番2号（市役所みなと大通り別館1階）

(開所日) 平成25年8月10日

2 鹿児島市内の指定文化財等一覧表（令和3年5月1日現在）

| 区分 | 種別 | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 計 |
|-------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 有形文化財 | 建造物 | 3 | 4 | 1 | 8 |
| | 絵画 | 0 | 3 | 9 | 12 |
| | 彫刻 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| | 工芸品 | 3 | 13 | 9 | 25 |
| | 歴史資料 | 6 | 2 | 2 | 10 |
| | 古文書 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 書跡 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| | 考古資料 | 1 | 3 | 3 | 5 |
| 無形文化財 | 芸能 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 有形民俗文化財 | 民俗資料 | 0 | 3 | 27 | 30 |
| 無形民俗文化財 | 民俗芸能 | 0 | 2 | 10 | 12 |
| | 風俗慣習 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 記念物 | 史跡 | 6 | 7 | 23 | 36 |
| | 名勝 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| | 天然記念物 | 5 | 8 | 3 | 16 |
| 伝統的建造物群保存地区 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 文化的景観 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 26 | 56 | 89 | 171 |

3 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|---|
| 有村 航平 | 有限会社シティエラ代表取締役 |
| 宇都 大作 | 公募委員 |
| 酒井 佑輔 | 鹿児島大学法文学部地域社会コース 産学・地域共創センター生涯学習部門・准教授 |
| 瀧川 憲洋 | 公募委員 |
| 田中 信幸 | 霧島アートの森主任学芸員 |
| 水流 源彦 | 鹿児島市知的障害施設連絡協議会会長 |
| 戸床 美智子 | 公益財団法人鹿児島市国際交流財団事務局長 |
| 永井 哲 | 鹿児島県吹奏楽連盟理事長 |
| 永山 恵子 | 特定非営利活動法人地域サポート吉野ねぎぼうず理事長 |
| 檜林 繁 | 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会事務局長 |
| 花柳 二千翔 | 飛翔の会主宰 |
| 原田 真紀 | キュレーター |
| 牧島 知子 | 鹿児島民俗学会会員 |
| 丸田 真悟 | 鹿児島市芸術文化協会会长 |
| 吉村 弥依子 | 公益財団法人かごしま教育文化振興財団学芸員 |
| 米蔵 雄大 | 公募委員 |

4 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市文化芸術推進基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項について検討するため、鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 公募委員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長等の設置及びその職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(文化芸術推進基本計画策定連絡調整会議)

第6条 計画の原案を検討させるため、委員会に鹿児島市文化芸術推進基本計画策定連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という）を置く。

2 連絡調整会議は、計画の原案を委員会に報告する。

3 連絡調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、市民局市民文化部長をもって充てる。

5 副会長は、市民局市民文化部文化振興課長をもって充てる。

6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

7 会長の職務及び会議については、第4条第2項及び同条第3項並びに前条の規定を準用する。

(報償金)

第7条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が別に定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び連絡調整会議の庶務は、市民局市民文化部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、市民局市民文化部文化振興課において処理する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、計画を策定した日限り、その効力を失う。

別表（第6条第6項関係）

鹿児島市文化芸術推進基本計画策定連絡調整会議委員

総務局市長室国際交流課長

健康福祉局福祉部障害福祉課長

産業局産業振興部産業創出課長

観光交流局観光交流部観光振興課長

教育委員会事務局管理部文化財課長

教育委員会事務局管理部美術館副館長

教育委員会事務局管理部図書館副館長

教育委員会事務局教育部学校教育課長

教育委員会事務局教育部生涯学習課長

5 鹿児島市文化芸術推進基本計画 策定の経過

| | 文化芸術推進基本計画 策定委員会 | 文化芸術推進基本計画 策定連絡調整会議 | 市民意識調査・ パブリックコメント等 |
|---------|---|--|---------------------------|
| 令和 2 年度 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 8/24 第 1 回策定委員会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 12/23 第 2 回策定委員会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3/24 第 3 回策定委員会 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 7/31 第 1 回連絡調整会議 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 12/18 第 2 回連絡調整会議 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3/17 第 3 回連絡調整会議 </div> | 9/11～30 文化芸術に関する市民意識調査 |
| 令和 3 年度 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 7/20 第 4 回策定委員会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (未定) 第 5 回策定委員会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (未定) 第 6 回策定委員会 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 7/1 第 4 回連絡調整会議 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (未定) 第 5 回連絡調整会議 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (未定) 第 6 回連絡調整会議 </div> | (未定) 教育委員会の意見を聴く |

6 文化芸術に関する市民意識調査結果の概要

I 調査の概要

1 調査の目的

鹿児島市の第2期文化薫る地域の魅力づくりプラン等に基づく文化芸術の推進に向けた取組が進む中、市民意識の実態を把握するとともに、令和3年度に行う文化芸術推進基本計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施した。

2 調査方法

調査区域：鹿児島市内全域

調査対象：鹿児島市に居住する16歳以上の市民3,000人（男女各1,500人 無作為抽出）

調査方法：郵送による配布及び郵送またはWEB方式による回収

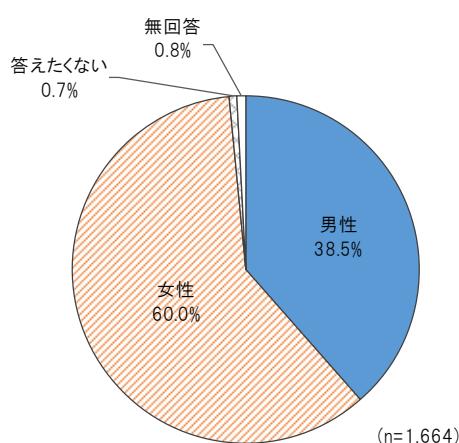
調査期間：令和2年9月11日（金）～令和2年9月30日（水）

回収結果：

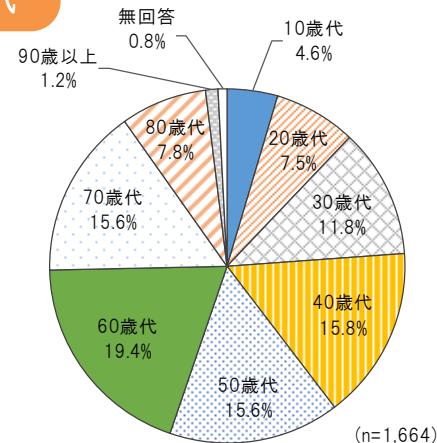
| 調査方法 | 配布数 | 有効回答数 | 回収率 |
|------|--------|--------|-------|
| 郵送 | 3,000人 | 1,227人 | 40.9% |
| WEB | — | 437人 | 14.6% |
| 合計 | 3,000人 | 1,664人 | 55.5% |

3 回答者の属性

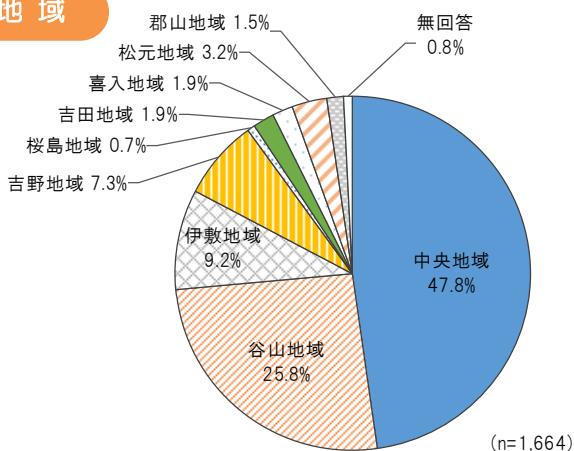
性別



年代



地域



【注意事項】

- ① 比率はすべて百分比で表し、小数点第2位を四捨五入している。このため、百分比の合計が100%にならない場合がある。
- ② 複数回答の設問は、百分比の合計は100%を超える場合がある。
- ③ グラフ中における「n」は、各設問の回答者数（サンプル数）のことである。

II 調査結果

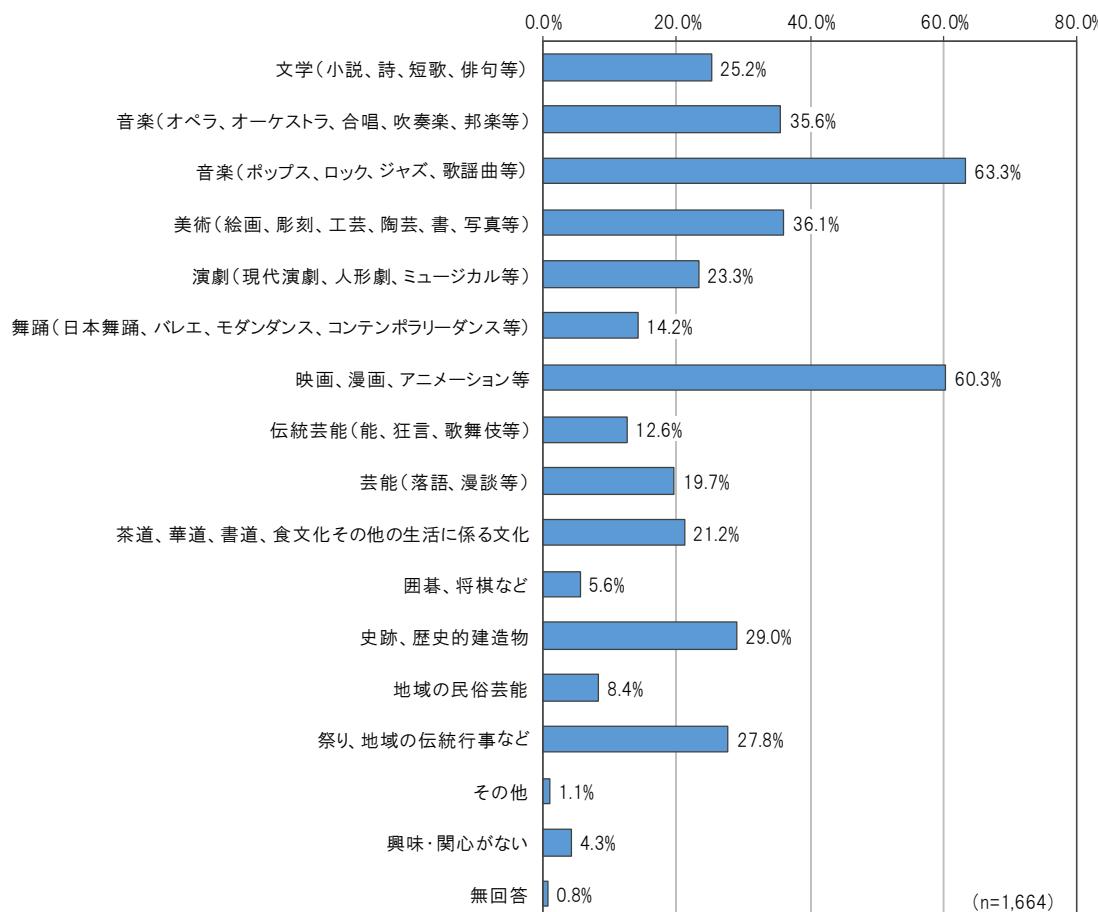
1 文化芸術への興味・関心について

(1) 興味・関心

興味・関心のある文化芸術の分野についてお答えください。(いくつでも) [問4]

～ポップスなどの音楽や「映画、漫画、アニメーション等」に興味がある人が6割以上～

「音楽（ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲等）」が63.3%と最も高く、次いで「映画、漫画、アニメーション等」が60.3%、「美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真等）」が36.1%となっている。



30歳代では「祭り、地域の伝統行事など」への興味が4割を超え、50~70歳代は「美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真等）」への興味が4割を超えており、それぞれ他の年代と比べて多くなっている。

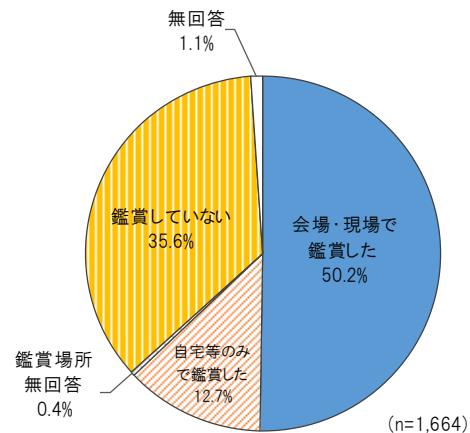
2 文化芸術の鑑賞について

(1) 鑑賞の有無

過去1年間に、文化芸術を会場・現場や自宅等で鑑賞されたことがありますか。(1つだけ) [問6]

～ 約6割の人が文化芸術を鑑賞している～

「会場・現場で鑑賞した」が50.2%と最も高く、次いで「鑑賞していない」が35.6%、「自宅等のみで鑑賞した」が12.7%となっている。



※「会場・現場」…開催会場など現場で実際に鑑賞された場合

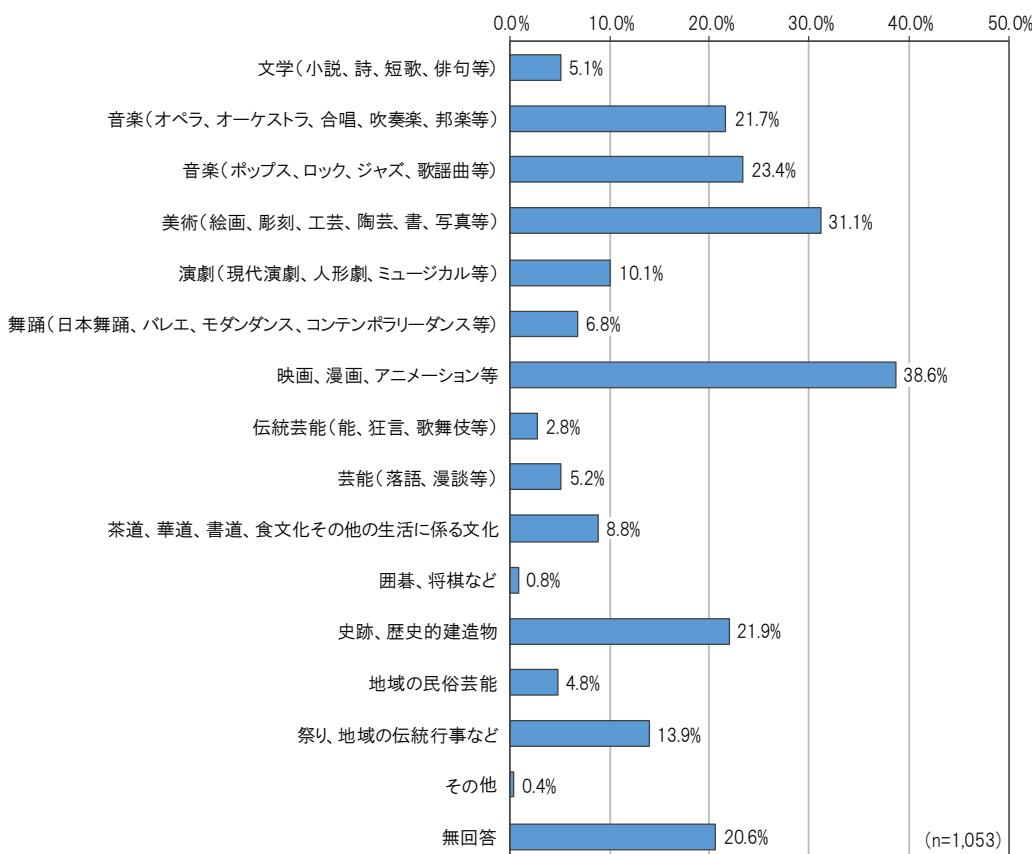
※「自宅等」………自宅等（車や電車の中を含む）でテレビやインターネット等を通じて鑑賞された場合

(2) 鑑賞した分野

会場・現場で鑑賞された文化芸術の分野について、あてはまるものすべてお答えください。
(いくつでも) [問7-1]

～「映画、漫画、アニメーション等」を鑑賞した人が最多～

「映画、漫画、アニメーション等」が38.6%と最も高く、次いで「美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真等）」が31.1%、「音楽（ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲等）」が23.4%となっている。



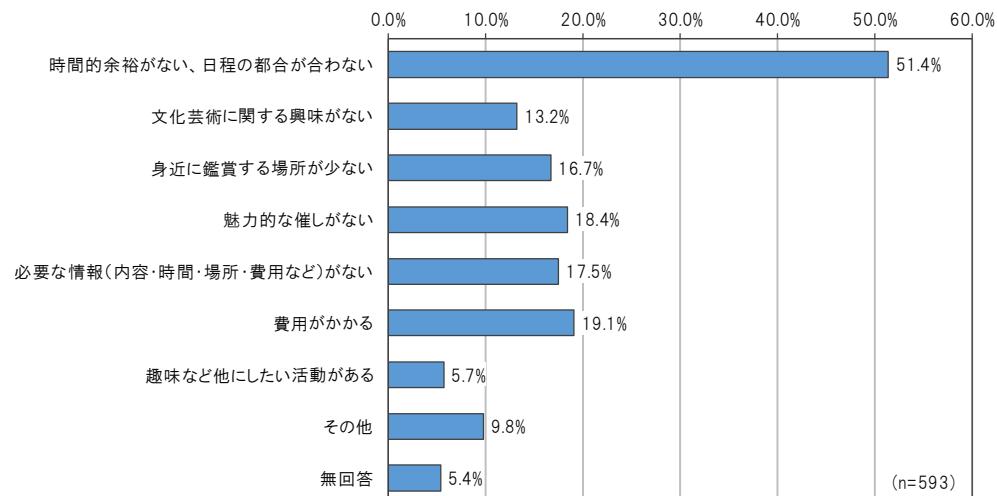
(3) 鑑賞を難しくしている理由

文化芸術の鑑賞を難しくしている理由をお答えください。(いくつでも) [問9]

～「時間的余裕がない、日程の都合が合わない」が理由で鑑賞していない人が半数以上～

「時間的余裕がない、日程の都合が合わない」が 51.4%と最も高く、次いで「費用がかかる」が 19.1%、「魅力的な催しがない」が 18.4%となっている。

「時間的余裕がない、日程の都合が合わない」について、特に 20~40 歳代では 7 割を超えており、また、「文化芸術に関する興味がない」と回答した割合は、女性より男性が高くなっている。



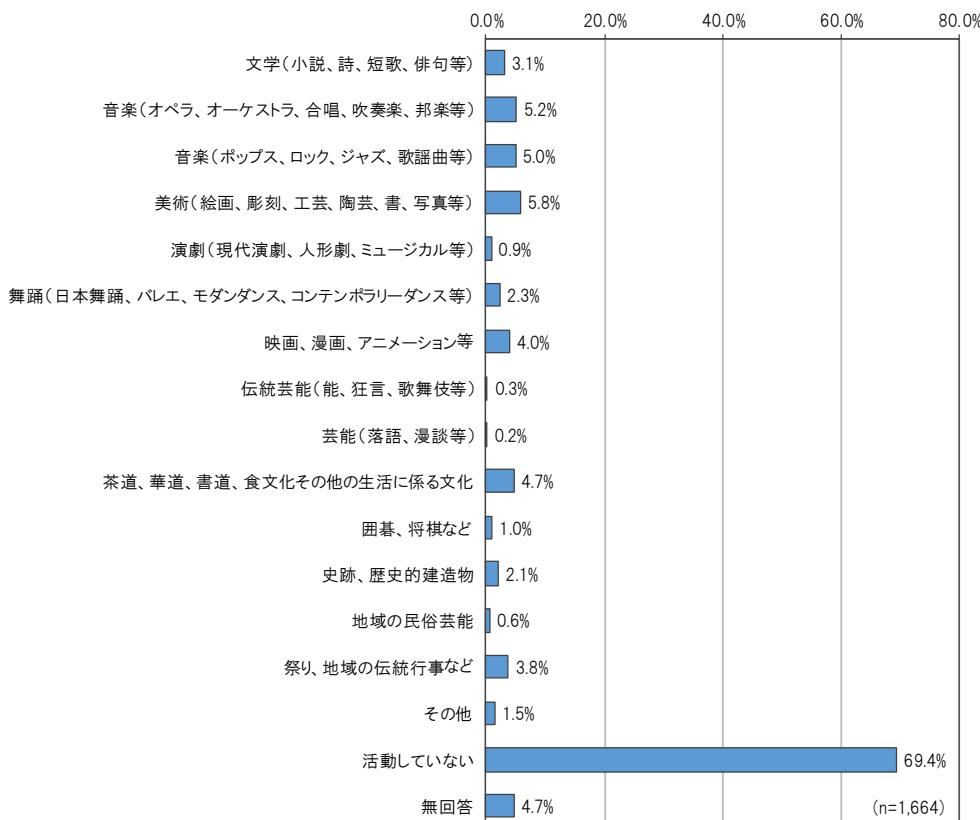
3 文化芸術活動について

(1) 活動の有無

過去 1 年間に、音楽や美術、伝統芸能などの団体に所属したり、講座・教室に通ったり、個人的に取り組んだりするなどして、文化芸術に関する活動をしたことがありますか。あてはまる分野などをお答えください。(いくつでも) [問11]

～約 7 割が文化芸術に関する活動をしていない～

「活動していない」が 69.4%と最も高く、次いで「美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真等）」が 5.8%、「音楽（オペラ、オーケストラ、合唱、吹奏楽、邦楽等）」が 5.2%となっている。

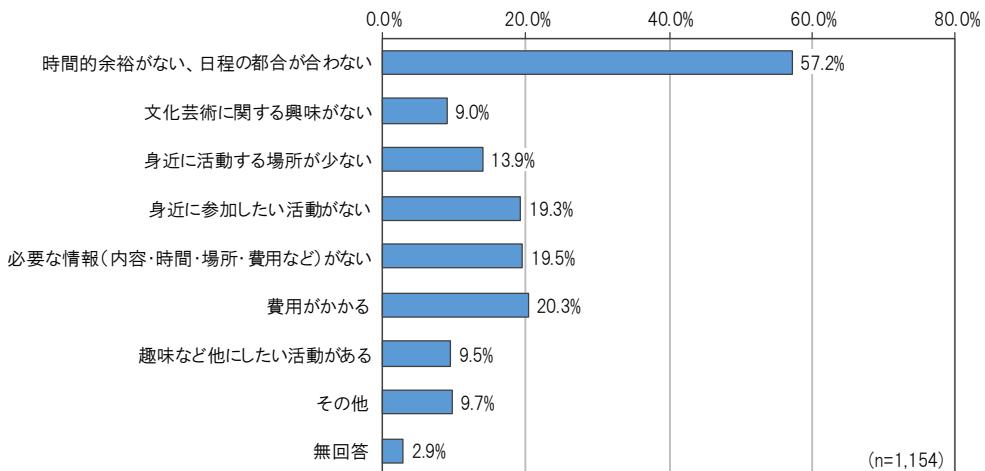


(2) 活動を難しくしている理由

文化芸術に関する活動を難しくしている理由をお答えください。(いくつでも) [問12]

～「時間的余裕がない、日程の都合が合わない」が理由で活動していない人が約6割～

「時間的余裕がない、日程の都合が合わない」が 57.2%と最も高く、次いで「費用がかかる」が 20.3%、「必要な情報（内容・時間・場所・費用など）がない」が 19.5%となっている。



「時間的余裕がない、日程の都合が合わない」について、特に 10 歳代、40 歳代では 7 割を超えており、20 歳代では約 4 割の人が「身近に参加したい活動がない」と回答している。女性は男性に比べて「費用がかかる」と回答した人も比較的多くなっている。

4 文化芸術に関連する施設の利用について

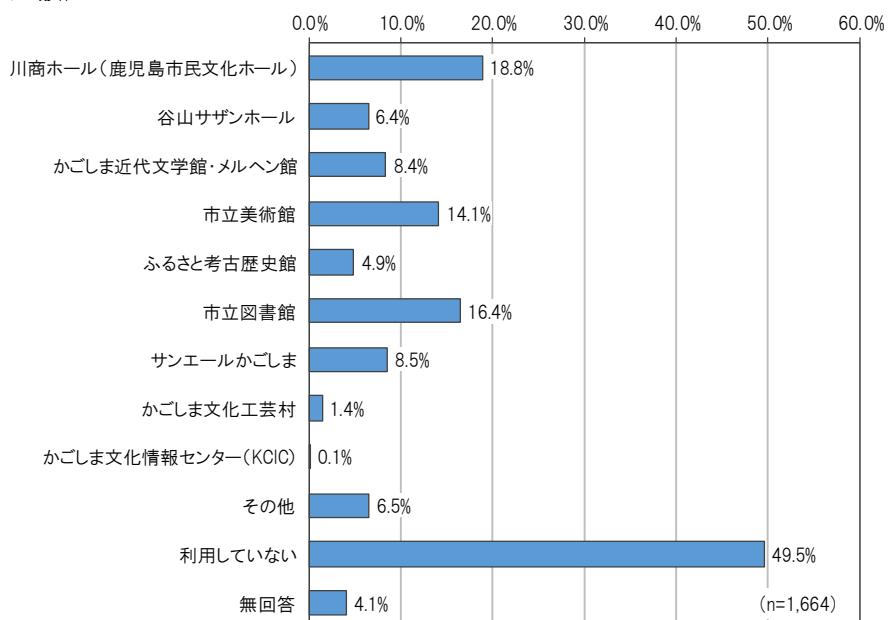
(1) 文化施設利用の有無

過去 1 年間に本市の文化芸術に関する施設を利用したことありますか。(いくつでも) [問14]

～約半数が利用していない。最も利用しているのは「川商ホール（鹿児島市民文化ホール）」～

「利用していない」が 49.5%と最も高く、次いで「川商ホール（鹿児島市民文化ホール）」が 18.8%、「市立図書館」が 16.4%となっている。

30~40 歳代では「市立図書館」と「かごしま近代文学館・メルヘン館」の割合が他の年代と比べて高くなっている。



5 文化芸術に関する情報の入手について

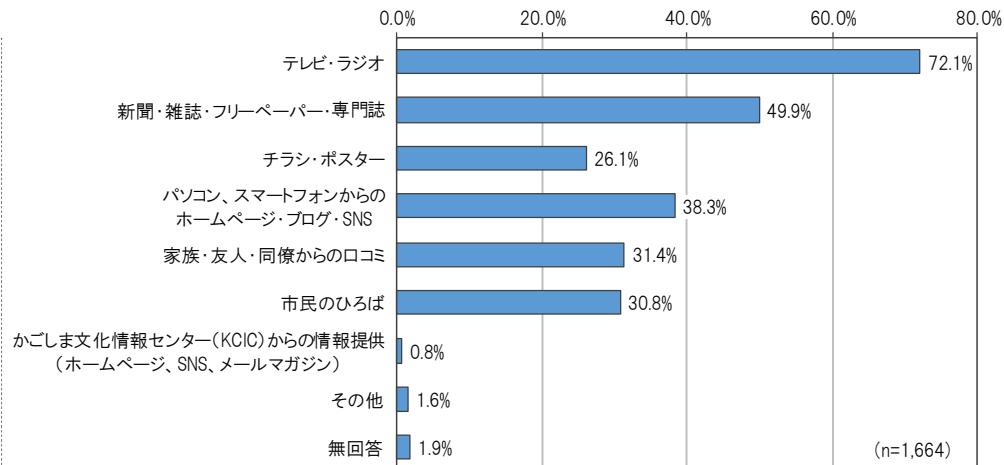
(1) 情報の入手方法

日頃、文化芸術に関する情報をどのように入手していますか。(いくつでも) [問16]

～約7割の人が「テレビ・ラジオ」から情報を入手している～

「テレビ・ラジオ」が72.1%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・フリーペーパー・専門誌」が49.9%、「パソコン、スマートフォンからのホームページ・ブログ・SNS」が38.3%となっている。

40歳代以下では「ホームページ・ブログ・SNS」、50歳代以上では「新聞・雑誌・フリーペーパー・専門誌」が約5～6割と多くなっている。また、「市民のひろば」が50～80歳代では3割を超えていている。

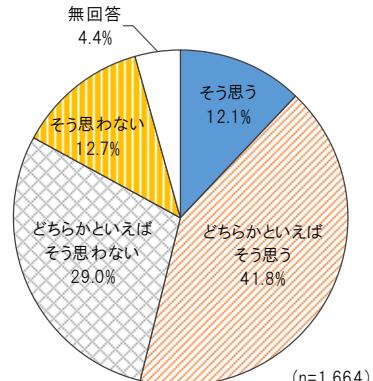


(2) 情報の入手しやすさ

公演や展覧会等の文化芸術に関する情報は入手しやすいですか。(1つだけ) [問17]

～「入手しやすい」が約5割、「入手しにくい」が約4割～

「どちらかといえばそう思う」が41.8%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が29.0%、「そう思わない」が12.7%となっている。



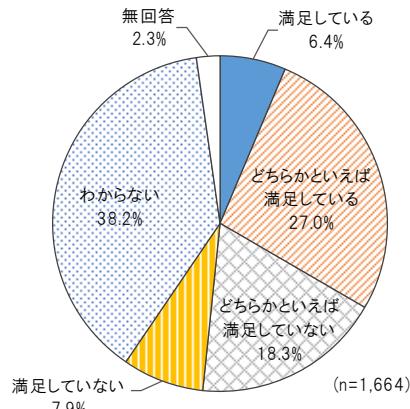
6 文化的環境について

(1) 文化的環境の満足度

本市の文化的環境(例えば、文化施設の整備状況、文化芸術に関する鑑賞の機会、創作に参加する機会など)に満足していますか。(1つだけ) [問18]

～文化的環境に満足している人は約3割～

「わからない」が38.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば満足している」が27.0%、「どちらかといえば満足していない」が18.3%となっている。

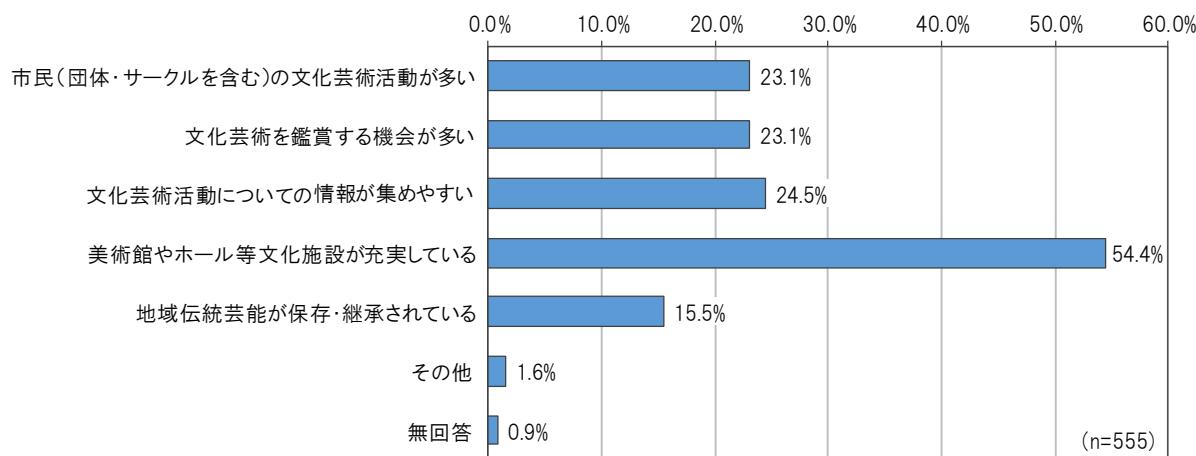


(2) 文化的環境に満足しているところ

本市の文化的環境について満足しているところはどこですか。(いくつでも) [問19]

～満足しているところは「美術館やホール等文化施設が充実している」が最も多い～

「美術館やホール等文化施設が充実している」が 54.4%と最も高く、次いで「文化芸術活動についての情報が集めやすい」が 24.5%、「市民（団体・サークルを含む）の文化芸術活動が多い」、「文化芸術を鑑賞する機会が多い」が 23.1%となっている。

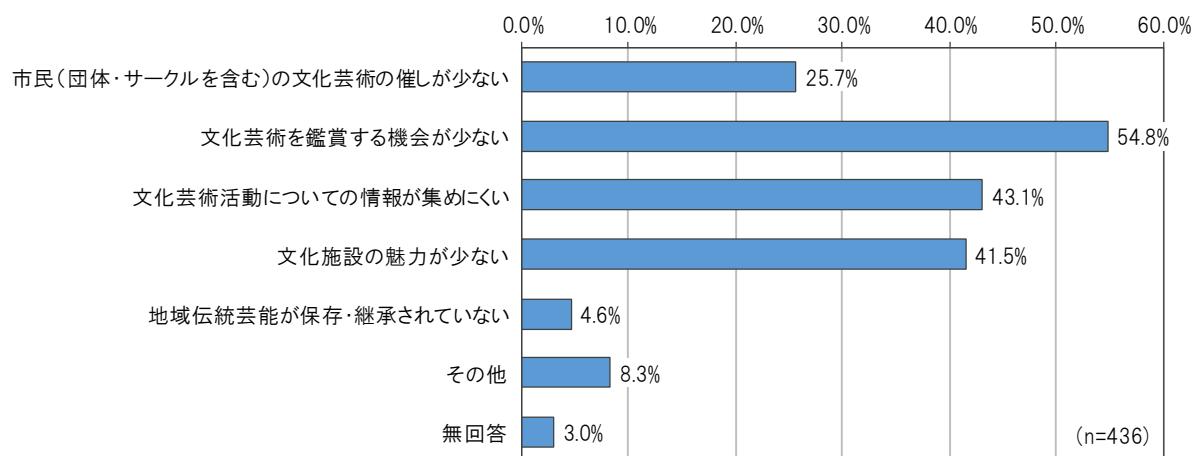


(3) 文化的環境に満足していないところ

本市の文化的環境について満足していないところはどこですか。(いくつでも) [問20]

～満足していないところは「文化芸術を鑑賞する機会が少ない」が最も多い～

「文化芸術を鑑賞する機会が少ない」が 54.8%と最も高く、次いで「文化芸術活動についての情報が集めにくい」が 43.1%、「文化施設の魅力が少ない」が 41.5%となっている。



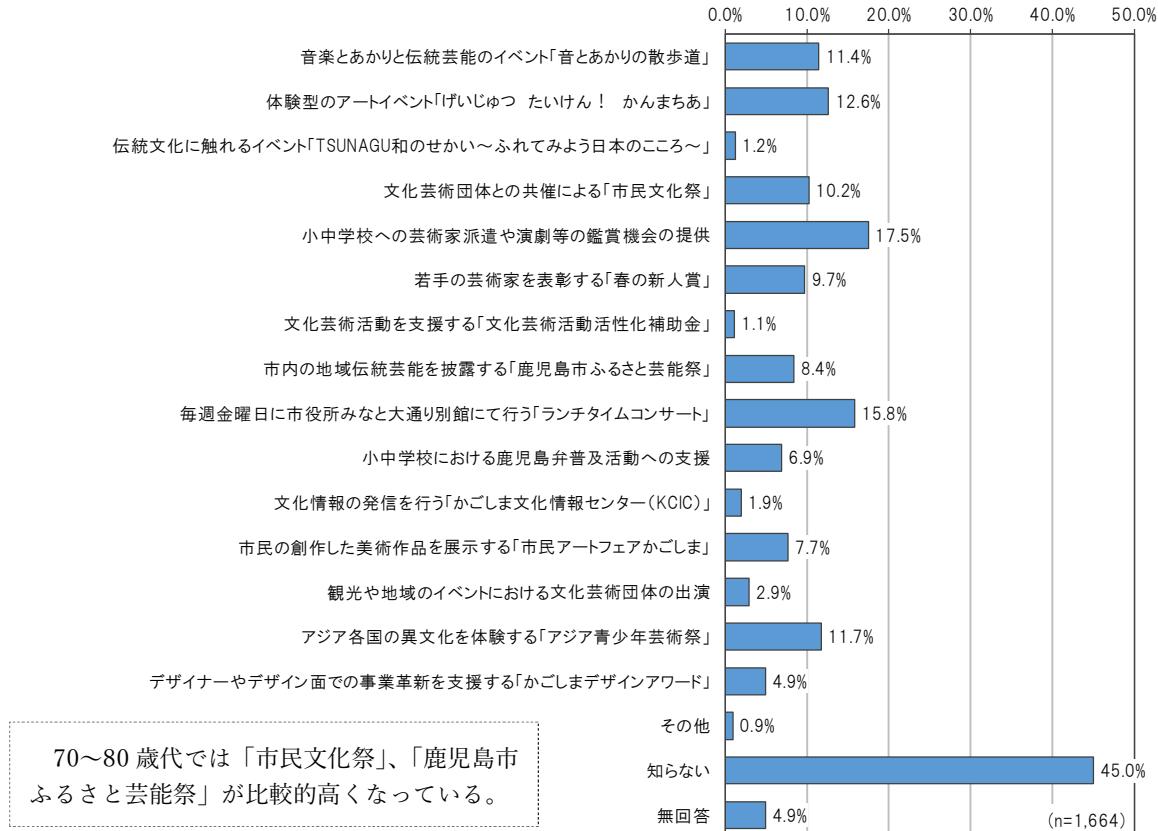
7 鹿児島市の取組について

(1) 市の文化芸術の取組の認知度

本市では、平成29年に「第2期文化薫る地域の魅力づくりプラン」を策定し、「美術」「音楽」「地域伝統芸能」の分野を中心に文化振興を通じた元気な地域づくり・人づくりを進めているほか、文化芸術に関する様々な事業を実施していますが、これらの取組について知っていますか。(いくつでも) [問21]

～ 約半数が市の文化芸術の取組を知らない～

「知らない」が45.0%と最も高く、次いで「小中学校への芸術家派遣や演劇等の鑑賞機会の提供」が17.5%、「毎週金曜日に市役所みなと大通り別館にて行う「ランチタイムコンサート」」が15.8%となっている。



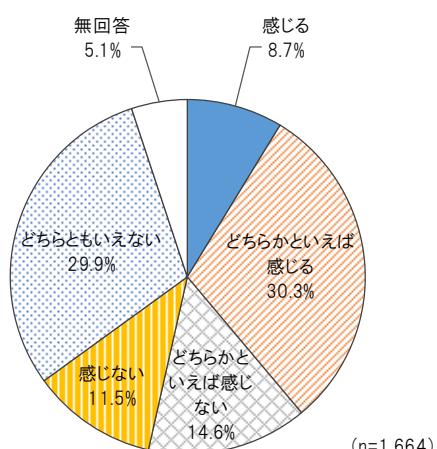
(2) まちの魅力の高まりを感じる割合

本市の文化芸術に関する取組を通じて、心の豊かさを実感したり、まちへの愛着・誇りが醸成されるなど、まちの魅力が高まっていると感じますか。(1つだけ) [問22]

～ 約4割の人が高まっていると感じている～

「どちらかといえば感じる」が30.3%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が29.9%、「どちらかといえば感じない」が14.6%となっている。

若い人ほど高まっていると
感じている傾向がみられる。

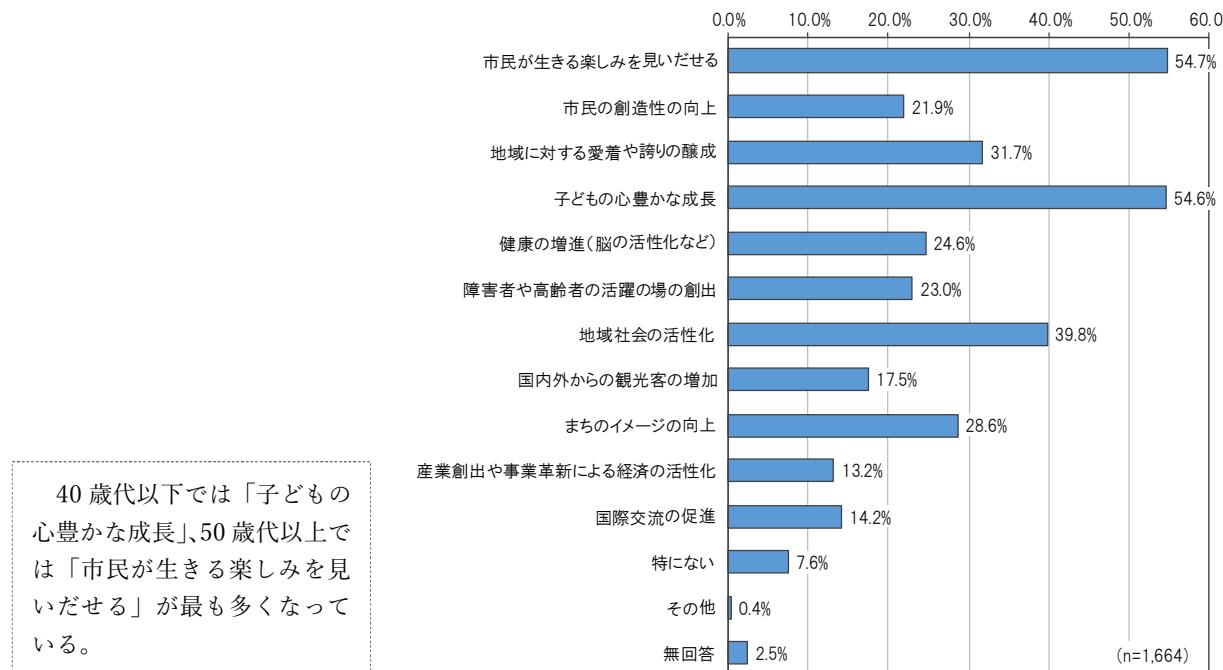


(3) 社会にもたらされる効果

本市において、文化芸術の振興が図られることにより社会にもたらされる効果としてどのようなことを期待しますか。(いくつでも) [問23]

～半数以上の人人が生きる楽しみや子どもの心豊かな成長に期待している～

「市民が生きる楽しみを見いだせる」が54.7%と最も高く、次いで「子どもの心豊かな成長」が54.6%、「地域社会の活性化」が39.8%となっている。

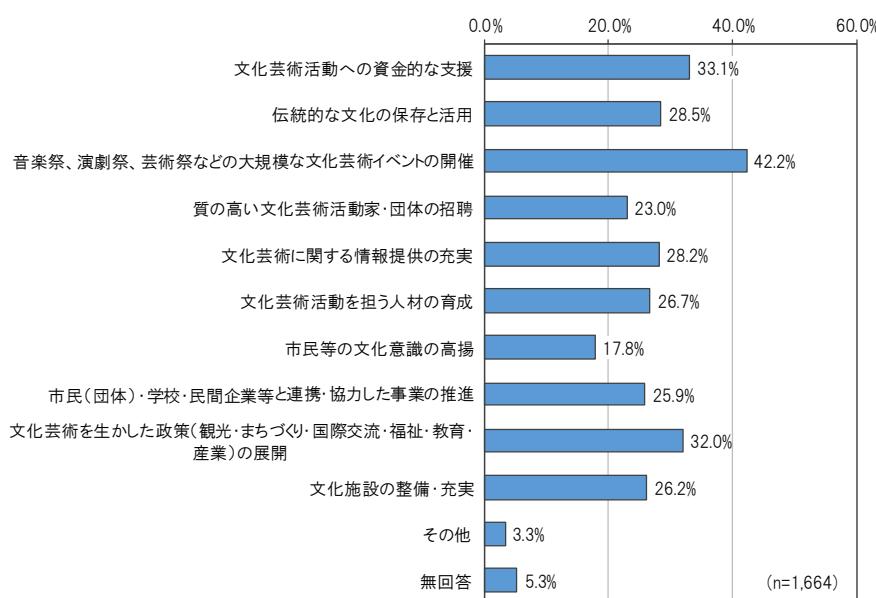


(4) 本市で必要な取組

文化芸術を生かしたまちづくりを行うために、本市でどのような取組が必要であると考えますか。(いくつでも) [問24]

～大規模イベントの開催や活動への資金的な支援などが多い～

「音楽祭、演劇祭、芸術祭などの大規模な文化芸術イベントの開催」が42.2%と最も高く、次いで「文化芸術活動への資金的な支援」が33.1%、「文化芸術を生かした政策（観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業）の展開」が32.0%となっている。



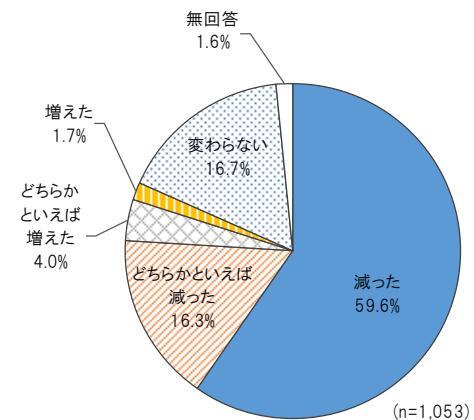
8 新型コロナウイルス感染症の文化芸術への影響について

(1) 鑑賞へのコロナ影響

新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術を鑑賞する頻度に変化がありましたか。(1つだけ)
[問10]

～ 鑑賞頻度が減った人は約8割～

「減った」が 59.6%と最も高く、次いで「変わらない」が 16.7%、「どちらかといえば減った」が 16.3%となっている。

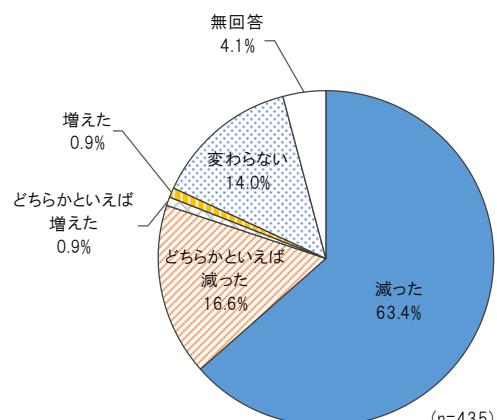


(2) 活動へのコロナ影響

新型コロナウイルス感染症の影響により活動する頻度に変化がありましたか。(1つだけ) [問13]

～ 活動頻度が減った人は約8割～

「減った」が 63.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば減った」が 16.6%、「変わらない」が 14.0%となっている。

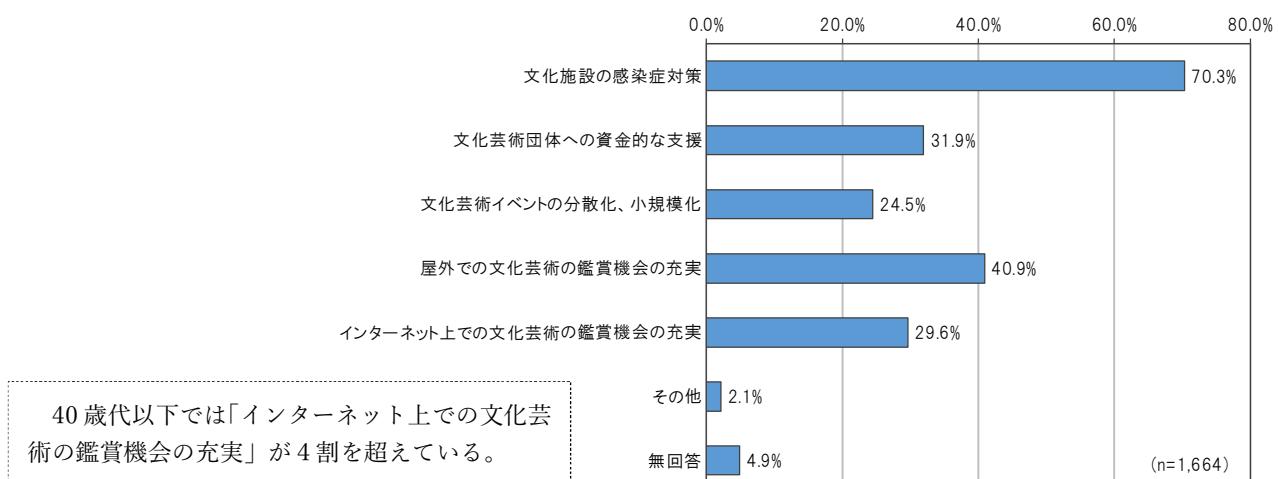


(3) コロナ禍における活動等の継続に必要なこと

現状のコロナ禍において、文化芸術を鑑賞したり、文化芸術活動を継続したりするためにはどのようなことが必要であると考えますか。(いくつでも) [問25]

～文化施設の感染症対策や屋外での鑑賞機会の充実が必要と考えている人が多い～

「文化施設の感染症対策」が 70.3%と最も高く、次いで「屋外での文化芸術の鑑賞機会の充実」が 40.9%、「文化芸術団体への資金的な支援」が 31.9%となっている。



7 文化芸術基本法

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(平二九法七三・一部改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多く

の恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二九法七三・一部改正)

(基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。
 - 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
 - 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
 - 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
 - 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
 - 7 文化芸術に関する施策の推進に当たって

- は、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
- (平二九法七三・一部改正)
- (国の責務)
- 第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (平二九法七三・一部改正)
- (地方公共団体の責務)
- 第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (平二九法七三・一部改正)
- (国民の关心及び理解)
- 第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたりて発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。
- (文化芸術団体の役割)
- 第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏

まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。

第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加、平三〇法四二・令元法二六・一部改正)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、

組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るために、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一條 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るために、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るために、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るために、文化財等に關し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るために、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るために、文化芸術活動を行う者の国際的な交

流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るために、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教

育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への

支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必

要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制
の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議
等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律
第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第
四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第二百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることには鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことでの

きる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に關し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等)の文化芸術活動のための施設をいう。第十一條において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造する

ことができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るために、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化

芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応じるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応じる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るために、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研

究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に關し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。